

防装庁（事）第 3 3 6 号
令和 8 年 9 月 1 7 日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官 } 殿

事務次官
(公印省略)

実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の実施要領

（趣旨）

第1 この通達は、指定補助金等の交付等に関する指針の変更について（令和8年7月14日閣議決定）に基づき、防衛省におけるS B I R（Small/Startup Business Innovation Research）制度（以下「本制度」という。）の導入に当たり、制度設計上及び運用上の課題を検証するため、本制度の試行に関し必要な事項を定めるものである。

本制度の試行は、企業等が持つ様々な実用段階の先端技術を組み合わせ、防衛省・自衛隊の必要とする能力を早期に創出する実証型ブレークスルー研究の趣旨と整合するものとして、実証型ブレークスルー研究に係る予算の一部によって実施するものとする。

また、本制度の試行は、防衛省がスタートアップ等の技術力を柔軟に活用して防衛省・自衛隊の必要とする能力を早期に実装するための包括的な調達制度の構築に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ等 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する中小企業者のうち、原則、設立15年以内の者をいう。
- (2) 各幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。
- (3) 各自衛隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部をいう。
- (4) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (5) 研究開発 スタートアップ等が実施する科学分野に関する試験若しくは研究又は開発であつて、防衛省設置法第4条第1項第14号に規定する装備品等の研究開発に関するものをいう。
- (6) トピック 本制度に基づき、防衛省・自衛隊の政策課題の解決又は調達ニーズの充足に資するものとして、スタートアップ等から研究開発に係る提案を募集するために設定する課題をいう。
- (7) プロジェクト トピックを解決するために各スタートアップ等が提案する研究開発に関する事業をいう。
- (8) 取得 本制度により得られた研究開発の成果を反映した装備品等を、防衛省・自衛隊の使用に供するため、予算（各年度において本制度の成果物の調達に要する経費として計上したものをいう。）の範囲内において調達することをいう。

（多段階選抜方式）

第3 本制度の効果的かつ効率的な実施を促進するため、多段階選抜方式を採用する。

2 多段階選抜方式においては、プロジェクトの実施に当たり、段階（以下「フェーズ」という。）を設定し、フェーズとして、フェーズ1、フェーズ2及びフェーズ3を設けるものとする。

3 フェーズ1及びフェーズ2の終了時には、それぞれ、第5に定める審査委員会において、次のフェーズへの移行の可否を審査するステージゲート審査を実施する。

4 フェーズ3の終了時には、第5に定める審査委員会において、最も優れた評価を得て量産が妥当と認められたプロジェクトを選定するものとする。

5 各フェーズの対象とする内容及び事業期間については、次の表を目安とする。

フェーズ	対象とする内容	事業期間
フェーズ1	研究開発の内容について科学技術的な実現可能性や技術的な潜在性を判断するため、スタートアップ等が有する技術の基本的な原理又は仕組みを確認するための概念実証や実現可能性調査	1年以内
フェーズ2	フェーズ1で得られた成果等を前提として取り組む研究開発及び試作	1～2年以内
フェーズ3	フェーズ2によって開発された試作品の大規模技術実証としてのアジャイル型開発（企業等の技術又は製品について、装備品等として改善すべき点等を明確化し、一連の評価と改善の循環をできる限り短期間で繰り返すことで、自衛隊の要望に最適化させ、早期量産の蓋然性を高める開発方式をいう。）	最長5年以内

6 プロジェクトリーダー（第4第3項に規定するプロジェクトリーダーをいう。）は、スタートアップ等によるアジャイル型開発が円滑に行われるよう、試験部隊等との調整、試験に必要な情報の提供、試験結果に関する部隊等の意見の聴取その他必要な支援を行うものとする。

（プログラマネージャー及びプロジェクトリーダー）

第4 本制度の効果及び効率の向上を図るため、防衛装備庁に、本制度の試行全体を統括する者として、プログラマネージャー（以下「PM」という。）を置く。

2 PMは、防衛装備庁技術戦略部長をもって充てる。

3 PMは、第6第8項の規定によりトピックが決定された後、当該トピックに係るプロジェクト全体に関し、スタートアップ等との調整を行いその進捗確認を行う者として、当該トピック並びに装備品等及び部隊運用に関する知見を有する者を、トピックごとにプロジェクトリーダー（以下「PL」という。）として指名するものとする。

4 各幕僚長等は、前項の規定によるPLの指名に当たり、当該トピック並びに装備品等及び部隊運用に関する知見を有する者を、PLの候補者として防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に推薦するものとする。

5 PMは、PLを指名するに当たっては、前項の推薦を踏まえ、当該トピックに係るプロジェクト全体の進捗確認を実施するために必要な知識及び能力を有することを確認するものとする。

（審査委員会）

第5 本制度の実施に関し、独立性、公平性及び透明性を確保するため、防衛装備庁に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について、PMの依頼に基づき審査を行うものとする。

- (1) 第9に規定するプロジェクトの採択に関すること。
- (2) 第3第3項の規定によるフェーズ1及びフェーズ2の終了時において、プロジェクトを次のフェーズへ移行させることの可否に関すること。
- (3) 第3第4項の規定によるフェーズ3の終了時において、最も優れた評価を得て量産が妥当と認められたプロジェクトの選定に関すること。
- (4) 第10第4項に規定するフェーズ2の省略に関すること。
- (5) 第10第5項に規定するフェーズ2又はフェーズ3の事業期間の延長に関すること。
- (6) 不合理な重複（複数の競争的研究費が不必要に重複して配分される状態をいう。以下同じ。）及び過度の集中（同一の研究者又は研究グループに当該年度に配分される競争的研究費全体が、効果的かつ効率的に使用できる限度を超え、その開発期間内で使い切れないほどの状態をいう。以下同じ。）並びに事実と異なる応募書類の提出その他プロジェクトの継続の可否の判断に重大な影響を及ぼす事由がある場合におけるプロジェクトの採択の取消しに関すること。

3 前項第1号から第3号までの審査については、防衛力としての必要性、トピックに対する解決策の適合性、実現可能性及び量産に向けた体制の実現性を主な観点として審査するものとする。

4 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛装備庁技術戦略部革新技术戦略官
- (2) 委員 整備計画局防衛計画課長
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長
トピックを担当する各幕僚長等の指名する者
審査の実施に必要な専門的知見を有する者としてPMが指定する者
PMが委嘱する外部有識者

5 委員長は、審査委員会を主宰し、審査委員会が審査した結果について、PMに報告するものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料を提出させ、その他必要な協力を求めることができるものとする。

（トピックの決定）

第6 トピックの案の作成及びトピックの決定は、次の各号に掲げる条件を考慮して行うものとする。

- (1) 防衛省・自衛隊の政策課題や調達ニーズのために技術的解決策が必要であるもの
- (2) スタートアップ等が応募しやすいもの
- (3) 革新的な新技術を活用する必要があるもの

2 大臣官房長、各局長、各幕僚長等及び長官が指定する者は、本制度により解決を図るべき政策課題又は調達ニーズがある場合には、トピックの案を作成するために必要な資料を、長官が別に定めるところにより毎年度PMに提出するものとする。

- 3 PMは、前項の規定により提出された資料を踏まえ、同項の規定により提出した者が提示した政策課題又は調達ニーズを確認した上で、トピックの案を作成するものとする。
- 4 PMは、前項の規定により作成したトピックの案について、防衛力整備上の必要性及び取得の妥当性の確認並びに成果を活用する各自衛隊等の選定を整備計画局長に依頼するものとする。
- 5 整備計画局長は、前項の規定による依頼を受けたときは、防衛力整備上の必要性、取得の妥当性及び成果を活用する各自衛隊等についてPMに回答するものとする。
- 6 PMは、前項の規定による回答を踏まえ、トピックの案を長官に上申するものとする。
- 7 長官は、関係する各幕僚長等に対し、当該トピックの案について協議するものとする。
- 8 長官は、各幕僚長等からの意見を踏まえ、トピックを決定し、PMを通じて、整備計画局長並びに関係する大臣官房長、各局長及び各幕僚長等に、決定したトピックを通知するものとする。

(S B I Rプログラム計画書)

- 第7 PMは、トピックの決定の日からフェーズ1の開始までに、全てのトピックの実施計画を網羅したS B I Rプログラム計画書を作成するものとする。
- 2 PMは、トピックの決定、プロジェクトの採択、各フェーズの進捗、審査委員会による審査の結果その他の本制度の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、S B I Rプログラム計画書を修正するものとする。
 - 3 PMは、S B I Rプログラム計画書を作成し、又は修正したときは、長官に報告するとともに、整備計画局長並びに関係する大臣官房長、各局長及び各幕僚長等に通知するものとする。

(プロジェクトの公募)

- 第8 PMは、トピックに基づいて、プロジェクトの公募に必要な手続を行うものとする。
- 2 プロジェクトの公募を行うに際しては、防衛装備庁ホームページその他適切な手段を活用し、スタートアップ等に対して広く周知するよう努めるものとする。
 - 3 プロジェクトの公募は、次の各号に掲げる事項を記載した公募要領を定めた上で実施するものとする。
 - (1) トピック
 - (2) 応募資格
 - (3) 審査委員会による審査の方法及び評価基準の概要
 - (4) 採択後の手続
 - (5) 不採択等の基準及び手続に関する事項
 - (6) 不合理な重複及び過度の集中の取扱いに関する事項
 - (7) 研究セキュリティの確保に関する取組（特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）及び研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（令和7年12月研究セキュリティと研究イ

ンテグリティの確保に関する有識者会議）に基づき行う研究セキュリティ対策をいう。）に関する事項

(8) 情報セキュリティの確保に関する取組（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）その他の関係する情報セキュリティに関する規則に基づく取組をいう。）に関する事項

(9) 秘密の保全に関する取組（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）その他の関係する秘密保全に関する規則に基づき行う秘密の保護に関し必要な措置を講ずることをいう。）に関する事項

(10) その他公募の実施に必要な事項

4 トピックの性質上、フェーズ2を省略し得る可能性がある認められる場合は、フェーズ1とフェーズ3のみ実施する可能性があることを明示し、公募するものとする。

（プロジェクトの採択）

第9 PMは、第8の規定による公募に応じたスタートアップ等が提案するプロジェクトについて審査委員会に諮り、プロジェクトを採択するものとする。

2 PMは、前項の採択結果について長官に報告し、並びに関係する大臣官房長、各局長及び各幕僚長等に通知するとともに、採択されたプロジェクトに応募したスタートアップ等に対し、速やかに通知し、公表するものとする。

3 PMは、採択後、速やかに採択されたプロジェクトを担うスタートアップ等との委託契約に必要な手続を行うものとする。

（プロジェクトの審査等）

第10 審査委員会は、フェーズ1終了時のステージゲート審査（以下「SG1」という。）、フェーズ2終了時のステージゲート審査（以下「SG2」という。）及びフェーズ3終了後の審査（以下「最終審査」という。）において、それぞれ次の各号に掲げる資料及びその他必要な情報に基づき審査を行うものとする。この際、SG2及び最終審査においては、スタートアップ等にプレゼンテーションを実施させるものとする。

(1) 終了したフェーズでのプロジェクトの成果について、スタートアップ等が取りまとめた報告書

(2) プロジェクトの進捗及び防衛力としての必要性について、PLが作成する意見書

2 PMは、ステージゲート審査の結果を踏まえ、フェーズ1又はフェーズ2を終了したプロジェクトが次のフェーズに移行することの可否を決定するものとする。

3 PMは、最終審査の結果を踏まえ、最も優れた評価を得て量産が妥当と認められたプロジェクトについて長官に報告し、並びに関係する大臣官房長、各局長及び各幕僚長等に通知するとともに、当該プロジェクトを担うスタートアップ等に対し速やかに通知するものとする。

4 PMは、本制度の効果的かつ効率的な実施のため、次の各号に掲げる要件を全て満たしている場合は、審査委員会に諮り、フェーズ2の省略を決定することができる。

(1) 同一のトピックの研究開発を行う全てのスタートアップ等がフェーズ1の終了時点で試作品を完成させており、フェーズ2の実施を要せずフェーズ3への移行が可能であること。

(2) 同一のトピックの研究開発を行う全てのスタートアップ等がフェーズ2の省略を希望していること。

- 5 PMは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている場合は、審査委員会に諮り、フェーズ2又はフェーズ3の事業期間の延長を決定するものとする。
- (1) フェーズ2又はフェーズ3において、同一のトピックの研究開発を行う全てのスタートアップ等が事業期間内にフェーズ終了条件を満たせなかったこと。
 - (2) 同一のトピックの研究開発を行う全てのスタートアップ等が当該フェーズの事業期間の延長を希望していること。
- 6 PMは、第5第2項第6号の審査の結果を踏まえ、プロジェクトの採択の取消しを決定するものとする。
- 7 PMは、第2項及び第4項から第6項までの決定をしたときは、長官に報告し、並びに関係する大臣官房長、各局長及び各幕僚長等に通知するとともに、当該プロジェクトを実施するスタートアップ等に対し、速やかにその旨を通知し、当該スタートアップ等との委託契約に関して必要な手続を行うものとする。

(装備品等の取得)

- 第11 トピックに係る成果を活用する各自衛隊等は、最終審査において、最も優れた評価を得て量産が妥当と認められたプロジェクトの成果物について、必要に応じ装備品等を部隊の使用に供する場合の手続を行い、予算の範囲内で必要数量の取得に努めるものとする。

(雑則)

- 第12 本制度の本格実施に当たっては、本制度の試行によって得られた制度設計上及び運用上の課題並びにスタートアップ技術提案評価方式の運用について（防装庁（事）第422号。令和6年12月4日）をはじめとするその他のスタートアップの活用の推進に向けた取組の状況を踏まえて検討することとし、令和8年末を目途に本制度の本格実施に向けた制度設計及びスタートアップの活用の推進に向けた取組における本制度の位置付けを行うものとする。
- 2 PMは、前項の検討に際して必要と認めるときは、整備計画局防衛計画課長、統合幕僚監部防衛部計画課長、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、防衛装備庁技術戦略部革新技术戦略官、防衛装備庁装備政策部装備政策課長、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長その他関係する者の参集を求め、意見を聴くことができるものとする。

(委任規定)

- 第13 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、長官が定めるものとする。